

南渡島保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、南渡島保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携推進会議は、次に掲げる者のうちから渡島総合振興局長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
 - (2) 保健医療福祉サービスの提供者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他必要と認められる者
- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 連携推進会議に委員の互選により、会長を置く。
- 4 連携推進会議に副会長1名を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、連携推進会議の委員のほか別に渡島総合振興局長が委嘱した専門委員をもって組織する。
- 3 専門部会の部会長は、連携推進会議の委員とする。

(事務局)

第6条 事務局は、渡島総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年9月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。